

産業廃棄物処理業〔廃棄食品 肥料化〕／産業廃棄物処理業〔廃棄食品 飼料化〕
実地確認チェックリスト 概要

(策定の経緯・趣旨)

- 廃棄物処理法第12条第7項に基づき事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
- 本努力義務を果たす方法の一つとして、処理を委託した産業廃棄物処理業者の施設を排出事業者が実際に処理業者を訪問して、実地確認することがあげられます。
- 連合会では、ダイコー事件を受けて、排出事業者が廃棄食品の肥料化または飼料化を委託している産業廃棄物処理業者を実地確認する際の参考となるものとして、環境省の意見も聞きながら、本チェックリストを策定しました。
- 産業廃棄物処理業者が排出事業者に対して処理の説明を行い、お互いにコミュニケーションを取ることは廃棄食品の適正なリサイクル等を進める上で非常に重要と考えます。
- 本チェックリストを活用することで、産業廃棄物処理業者と排出事業者とのコミュニケーションの一助となることを期待します。

(チェックリスト概要)

- チェックリストは、肥料化用と飼料化用と2種類です。
- チェックリストの使用にあたっての留意事項がチェックリストの表書きに書かれています。
- 肥料化用・飼料化用ともに、チェックリストは5つの重要な項目と、1つの望ましい項目からなります。
- ※は排出事業者にとって特に確認が重要な項目を示します。※※は排出事業者の判断により適宜確認が望ましい項目を示します。

チェックリストの構成・項目数

項目	項目数	
	肥料化用	飼料化用
1 会社概要	-	-
2 法対応の確認 (※)	17	15
3 廃棄物の受入から再生品の販売等の確認 (※)	16	16
4 管理体制等の確認 (※)	6	6
5 処理施設での確認	4	4
6 その他 (※※)	21	21